

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市立小中学校学区審議会
- 2 開催日時 平成26年10月1日（水） 15時00分から
15時30分まで
- 3 開催場所 内原中央公民館 2階 視聴覚室
- 4 出席した者の氏名
(1) 委員 助川公継，常井一志，坂場克身，細谷春幸，
大津亮一，北村雅大，萩原佐江子，坂口しづ子，
滝澤要，久信田もと子，岡田貴子，飯田康一，菊池晃
(2) 執行機関 三宅修，小川佐栄子，小林真由美
(3) その他 なし
- 5 議題及び公開・非公開の別 (1) 学区の変更について（公開）
(2) その他（公開）
- 6 非公開の理由 なし
- 7 傍聴人の数 0人
- 8 会議資料の名称 平成26年度第1回水戸市立小中学校学区審議会資料
- 9 発言の内容 別紙のとおり

1 開会

執行機関 本日は、大変お忙しい中、水戸市立小中学校学区審議会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日の審議会には、15名の委員中、13名の委員さんの御出席がありますので、水戸市立小中学校学区審議会条例第6条第2項の規定によりまして、本日の審議会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、本審議会の議事録作成が義務付けされている関係から、議事録作成のための録音をさせていただきたいと思っておりますので、あらかじめ御承知おき願います。

それでは、ただ今から水戸市立小中学校学区審議会を開会いたします。

2 委員の委嘱・任命

執行機関 初めに、委員の委嘱・任命でございますが、その前に、当審議会の条例について、概要を御説明させていただいてから委嘱・任命に移りたいと思っております。

それでは、事務局から説明いたします。

執行機関 それでは、水戸市立小中学校学区審議会条例の概要を御説明させていただきます。お手元でございます資料の6ページをお開きください。

まず、第1条及び第2条においては、当審議会が市立小中学校の学校運営の適正を図るために設置され、教育委員会の諮問に応じ、学区に関する事項を審議するものと規定されております。

第3条は、当審議会の組織について、関係機関及び学識経験者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する20人以内の委員をもって組織すること、第4条は委員の任期を規定したもので、任期は2年としております。

第5条は会長及び副会長についてですが、当審議会に委員の皆様の互選による会長を1人、副会長を2人置くこと、また、会長は審議会の会務を総理すること、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理することが規定されております。

第6条は審議会について、会長が召集し、会長が議長となること、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないこと、議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決することなどが規定されております。

第7条以下は、省略させていただきます。

条例の概要は、以上でございます。

それでは、ただ今御説明いたしました第3条の規定に基づく委員の委嘱・任命でございますが、本来ならば一人一人の委員の方に委嘱状、任命状の交付をするものでございますが、大変失礼ながら、今回は、交付式は省略させていただき、テーブルに置かせていただいておりますので、委嘱状、任命状の御確認をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

3 教育長あいさつ

執行機関 続きまして、水戸市教育委員会 本多清峰教育長から御挨拶を申し上げます。
本多教育長よろしく申し上げます。

執行機関 本日は、お忙しいところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

各委員の皆様には、日頃から本市の教育行政に対しまして、多大なる御理解と御尽力を
いただいておりますことに、心から御礼申し上げます。

当審議会は、市立の小・中学校の学校運営の適正を図り、より良い学校教育の環境を整
えるため、学区に関する事項を御審議いただく場として設置されているものでございます。
昭和50年代には、千波、梅が丘、双葉台、笠原、赤塚、吉沢、堀原の7つの小学校と双葉
台、笠原、石川の3つの中学校が相次いで開校するなどしたため、学区審議会の開催も多
かったようですが、平成3年4月に千波中学区が第二中学区から分離して以降は、平成19
年度まで開催してまいりませんでした。平成20年度以降は2回開催し、酒門小学区の一部
であります宅地開発区域「常磐の杜 水戸南ニュータウン」を大場小学区に編入したほか、
山根小学区を双葉台小学区へ統合したところでございます。

学区につきましては、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るという趣旨から、学
校の規模、通学距離、道路や河川等の地理的な状況、地域社会がつけられてきた長い歴史
的経緯やそれぞれの地域の実情を踏まえて設定しているものでございます。

そのようなことを踏まえながら、内原駅北土地区画整理事業の施行に伴い新設される内
原1丁目、2丁目の学区について、この後、教育委員会から諮問をさせていただくわけ
でございますが、委員の皆様の御意見を頂き、より良い形で進めてまいりたいと考えており
ますので、御審議の程どうぞよろしくお願ひいたします。

4 各委員の自己紹介

執行機関 ありがとうございます。

続きまして、ここで委員の皆様の紹介を自己紹介にてお願いしたいと思います。

恐れ入りますが、自己紹介はお手元にごございます資料の1ページ「水戸市立小中学校学
区審議会委員名簿」の記載順に従いまして、お願いいたします。

なお、___委員、___委員は、都合により欠席とのことでございます。

それでは、___委員からお願いいたします。

(以下、各委員自己紹介)

5 事務局職員の紹介

執行機関 ありがとうございます。

続きまして、教育委員会事務局職員を学校教育課長から紹介させていただきます。

(以下、事務局職員紹介)

6 会長・副会長の選出

執行機関 次に、第5条第1項の規定に基づき、会長1人、副会長2人の選出を委員の皆様をお願いしたいと思います。「委員の互選により」とありますが、会長及び副会長の選出についてはいかが取り計らったらよろしいでしょうか。

委員 事務局案は、何かありますでしょうか。

執行機関 事務局案ということでございますが、ここで事務局案を申し上げてよろしいでしょうか。

一 同 異議なし。

執行機関 それでは、事務局案を述べさせていただきます。

会長職につきましては、____であります____委員をお願いしたいと考えております。また、副会長には、____の____委員と、____の____委員をお願いしたいと考えております。委員の皆様、いかがでしょうか。

一 同 異議なし

執行機関 異議なしということでございますので、会長に____委員、副会長に____委員と____委員を選出することにいたしたいと思います。

執行機関 それでは、____委員、____委員、____委員、恐れ入りますが、会長及び副会長席にお移りいただきたいと思ひます。

7 会長あいさつ

執行機関 それではここで、選出されました会長及び副会長を代表いたしまして、____会長から御挨拶を頂きたいと思ひます。

____会長、よろしくお願ひします。

会長 ただ今、会長に御指名を頂きました____の____でございます。

これから、教育委員会より諮問を頂き、審議に入るわけでございますが、学校というものは、単に子どもたちの教育を行うだけでなく、地域のシンボルとして、また、災害時の避難所を始め多様な機能を有しているものでございます。

学区という学校運営の基本となる大切なことを審議することになりますので、慎重に進めてまいりたいと思ひます。

なにぶん不慣れではございますが、委員の皆様のお協力を頂き、副会長ともども議事進行を進めてまいりたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

8 諮問

執行機関 ありがとうございます。

それでは、これより条例第2条に基づき、教育委員会から審議会に対しまして、諮問書の交付を行います。

それでは、___会長、本多教育長、よろしくお願いいたします。

執行機関 水戸市立小中学校学区審議会条例第2条に規定に基づき、学区の変更について諮問します。

会 長 お受けいたします。

執行機関 ここで、本多教育長は、公務のため、退席させていただきます。

9 議事

執行機関 本日は、ただ今の諮問の内容について御審議いただきますとともに、その後、現地視察を予定しております。また、次回の審議会につきましては、答申の内容について御審議いただく予定となっております。

それでは、議事に入りたいと思います。議事進行につきましては、条例第6条第1項の規定により、___会長をお願いしたいと思います。

___会長、よろしくお願いいたします。

会 長 水戸市立小中学校学区審議会条例第6条第1項の規定に従いまして、暫時、議長を務めさせていただきます。

委員の皆様方、御協力の程よろしくお願いいたします。

それでは、これより本日の議事に入りますが、その前に、議事録作成の関係で、議事録署名人が2名必要であるということですので、私の方から指名させていただきます。委員名簿順に従い、今回は___の___委員と___の___委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今、水戸市教育委員会より諮問がございました、議事の(1)、学区の変更について、事務局から資料の説明をお願いします。

執行機関 それでは、資料の御説明をいたします。

(資料に沿って説明)

会 長 ただ今、事務局から関係資料の説明がございました。

このことに関して、何か御質問、御意見等がございましたら、よろしくお願いいたします。

委 員 図面を見たのですが、この区割りはずっと昔から、この区割りなのですか。

執行機関 5ページの学区図になりますが、妻里小、内原小、鯉淵小につきましては、内原と合併した時からこの区割りになっております。

会長 ほかにございますか。ないようでしたら、この辺で本日の議事に対するまとめに入りたいと思います。

今回諮問されました、杉崎町、中原町及び三湯町の一部である水戸・勝田都市計画事業内原駅北土地地区画整理事業の施行に伴い、新たに設定される内原1丁目及び2丁目の区域を、内原小学区に変更することについて、委員の皆様も特段の御異議はないようですので、原案どおりで進めることとしてよろしいでしょうか。

一同 異議なし

会長 それでは、当審議会といたしましては、本日の諮問に対して、原案通りで答申することに進めます。

なお、答申書の文面につきましては、正副会長に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

一同 異議なし

会長 それでは、答申書の文面につきましては、正副会長に御一任いただくことといたします。以上で、議事の(1)、学区の変更についての審議を終了いたします。

会長 次に、(2)のその他ですが、事務局の方で何かありますか。

執行機関 御審議ありがとうございました。これから、バスで現地の方に向かいます。実際、地図だけではなく、現地を見ていただいて、何かお気づきの点とか御質問がございましたら、バスの中で御質問いただければ、お答えしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

会長 それでは、次回の審議会では、本日の諮問に対する答申をするということになりますので、よろしくお願いいたします。

ほかに、委員の皆様からは、何かございますか。

何もないようでございますので、以上で議事は終了させていただきます。

委員の皆様方には、御協力いただきまして大変ありがとうございました。

進行を事務局にお返しいたします。

執行機関 慎重な御審議ありがとうございました。

10 現地視察

11 閉会

執行機関 本日は、審議会での審議と現地視察と（長時間に亘り）大変お疲れ様でした。次回の審議会は、先の通知で予定として御案内のとおり 10 月 15 日（水）15 時から、会場が変わりまして笠原町の総合教育研究所にて予定しております。今後とも、当審議会の運営につきまして、御協力をくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、以上を持ちまして閉会といたします。

ありがとうございました。

現地視察、大変お疲れ様でした。